

特別解説

無限定適正意見以外の監査意見が 表明された事例の調査分析（その1）

はじめに

会計監査人（公認会計士又は監査法人）が表明する監査意見には以下の4種類があり、会計監査人はこのいずれかの意見を表明する責任がある。

- ① 無限定適正意見……一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって、会社の財務状況を「すべての重要な点において適正に表示している」旨を監査報告書に記載する。
- ② 限定付適正意見……一部に不適切な事項はあるが、それが財務諸表等全体に対してそれほど重要性がないと考えられる場合には、その不適切な事項を記載して、会社の財務状況は「その事項を除き、すべての重要な点において適正に表示している」と監査報告書に記載する。
- ③ 不適正意見……不適切な事項が発見され、それが財務諸表等全体に重要な影響を与える場合には、不適正である理由を記載して、会

社の財務状況を「適正に表示していない」と監査報告書に記載する。

- ④ 意見不表明……重要な監査手続が実施できず、結果として十分な監査証拠が入手できない場合で、その影響が財務諸表等に対する意見表明ができないほどに重要と判断した場合には、会社の財務状況を「適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない」旨及びその理由を監査報告書に記載する。

言うまでもなく、「通常の状態」は①であり、

- ②、③、④の意見が表明されるのは、「よほどの例外的な場合」に限られる。

本稿では、2024年中に公表された監査報告書のうち、②、③、④に該当する事例を2回に分けて紹介し、このような例外的な監査意見が表明された理由を調査分析することとしたい。なお、③の不適正意見は表明された事例がないため、検討は省略する。

無限定適正意見以外の監査意見（除外事項付意見）の類型

無限定適正意見以外の監査意見（除外事項付意見）については、監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」に規定されている。

除外事項付意見には、限定意見、否定的意見、及び意見不表明の三つの類型がある。そし

て、除外事項付意見を表明する場合にどの種類の意見を選択するのが適切かについては、以下の事項に基づいて決定されるとされている（第2項）。

- (1) 除外事項付意見を表明する原因が、以下のいずれの性質を有しているか。